

令和4年度 消防局重点事業方針



千葉市消防局

令和4年度 消防局重点事業方針

1 趣旨

この重点事業方針は、令和4年度に消防局が重点的に取り組む施策を明記した組織としての方針であり、本市消防行政を運営するための指針となるものです。

本市は厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面していますが、引き続き、市民の安全・安心を守るため、この組織としての方針に基づき、掲げた目標の達成に向けて、すべての職員が総力をあげて取り組むことにより、消防行政のレベルアップを目指します。

また、市民等との情報共有や説明責任を果たす観点から、この重点事業方針をウェブサイトで公表して市民等の理解を広め、「市民と共に歩む消防」を目指します。

2 消防局の運営方針

昨年度は、7月に梅雨前線の影響により各地で猛烈な雨が降り、特に静岡県熱海市で発生した豪雨に伴う土石流災害では30人が死傷し、建物被害は100棟を超えるなど甚大な被害をもたらしたほか、12月には大阪府大阪市の雑居ビルで28人の死傷者を伴う火災が発生しました。

また、10月に千葉県北西部を震源とする最大震度5強の地震が発生したほか、12月には山梨県東部・富士五湖や紀伊水道を震源とする最大震度5弱の地震が連続して発生するなど、かねてから懸念されている首都直下地震等の大規模地震の発生が危惧されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、救急需要が増大したことにより、搬送先医療機関の決定に長時間を要する事案いわゆる搬送困難事案が頻発するなど、本市の救急業務へ大きな影響を及ぼしました。

このような多岐にわたる災害から市民の安全・安心を守り、消防局の使命を達成するために、令和4年度運営方針を次の3項目とします。

運営方針1 質の高い消防行政サービスを提供するための消防組織体制の整備

令和5年度から新たな千葉市基本計画が施行されることに伴い、千葉市消防局中長期計画を見直すとともに次期実施計画（令和5年度～令和7年度）を策定し、市民の安全・安心を守るための消防体制を整備します。

また、千葉県内の航空消防防災体制を一手に担っている本市消防防災ヘリコプターの運用の適正化を目指し、千葉県との共同運航体制の構築、共同運航開始までの間における維持管理経費及び機体更新時の財政負担を実現するため、千葉県と千葉市の連携推進会議における協議を進めるほか、地域消防防災の中核的役割を担う消防団の充実強化を推進するとともに防火知識の普及啓発や救急車の適正利用などについて、効果的に市民の意識や行動に働きかけるための積極的な消防広報を展開して参ります。

さらに、すべての職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備し、ワークライフバランスを実現することで、仕事の効率を上げ、職員の健康維持と生活の充実を図るとともに、若年層職員に対する効果的な指導を実施するため、今後部下の指導に携わる人材に指導技法に関する教育を実施し、指導能力向上を図ることで、組織を支える人材を育て、市民サービスの向上を図ります。

運営方針2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

毎年、全国各地で発生している大規模な自然災害及び世界的に発生が危惧されている爆発物等を用いたテロ災害など、複雑多様化・大規模化するあらゆる災害から、市民の生命・身体・財産を守るため、指揮体制の強化及び消防力の向上を目的として警防技術大会を実施するなど、常日頃から訓練に精励し消防・救助体制の充実強化を図ります。

また、年々増加する救急出動に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、救急需要がさらに高まりを見せる中、ICT を用いた救急活動の効率化及び高度化する救急業務に対応できる救急隊員の育成を行うほか、心肺蘇生を実践できるバイスタンダーの育成等、応急手当普及啓発活動を推進することにより、救急活動体制の強化を図ります。

さらに、通信指令体制及び航空消防体制の充実強化を図り、市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化を推進します。

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

急速に進む高齢化の中、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防火意識の普及啓発と住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進、大規模地震時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカーの普及促進を図ります。

さらに、火災危険の高い防火対象物に対する査察の推進、効果的かつ効率的な査察実施体制の構築及び火災調査体制の充実強化並びに危険物、火薬類及び高圧ガスを取り扱う事業所の防災体制の強化など社会情勢等の変化に対応した各種施策を推進します。

また、高度な専門的知識、技術及び柔軟な判断能力を有する人材を育成し、火災予防対策を推進します。



施策体系

【千葉市総合計画】

「基本構想」(望ましい都市の姿)
 健やかに安心して暮らせるまち・千葉市
 安全で快適なまち・千葉市 など

↓

「千葉市基本計画(案)」 ※千葉市基本計画は策定中で令和5年度からスタート
 ■まちづくりの分野目標

安全・安心
 災害など様々なリスクに対応し、安全・安心に暮らせるまちを実現します。

■政策

消防・救急体制を充実・強化する

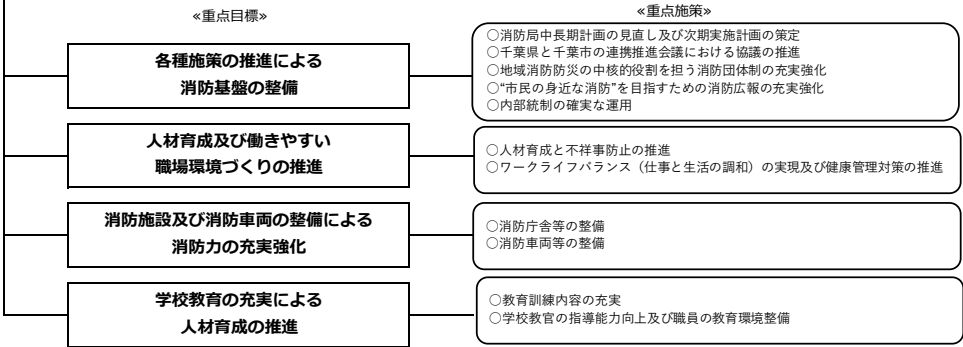
- ▷ 施策1 消防力の充実・強化
- ▷ 施策2 救急需要への対応強化
- ▷ 施策3 火災予防の推進

【千葉市消防局中長期計画】

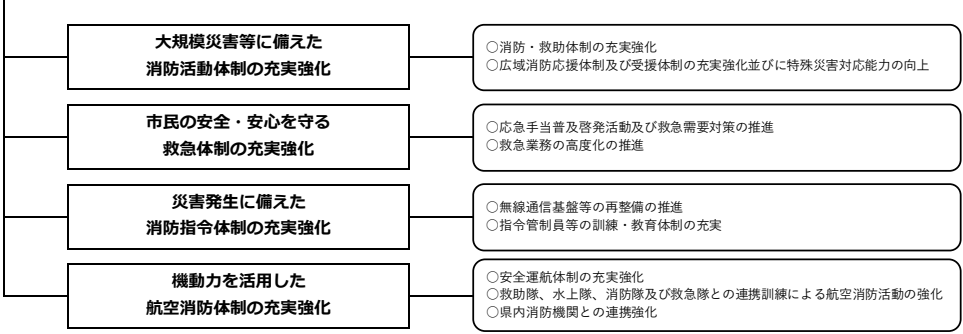
「基本理念」
 市民の信頼と負託に応えるため、職員一人ひとりが、任務に誇りと使命感を持ち、あらゆる事象に迅速的確に対応できる消防体制を確立するとともに、より質の高い消防行政サービスを提供できる組織を構築し、「安全・安心のまち・千葉市」の実現を目指します。

【消防局重点事業方針】

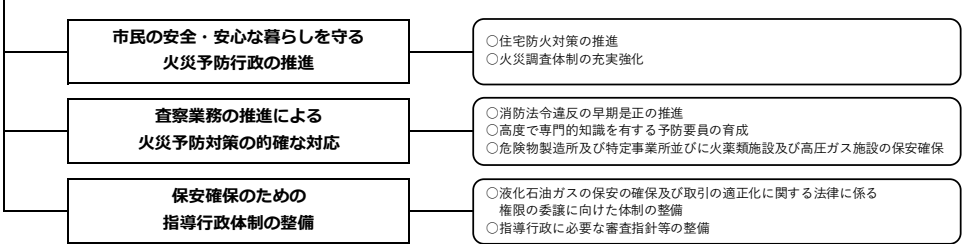
運営方針1. 質の高い消防行政サービスを提供するための消防組織体制の整備



運営方針2. 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化



運営方針3. 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進



運営方針1 質の高い消防行政サービスを提供するための消防組織体制の整備

関連する消防局中長期計画 中期ビジョン一覧

中期ビジョンⅠ-1 災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-1-1	消防力のより効率的な運用と災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備	限りある消防力（人員、消防装備など）をより効率的に運用し、かつ災害時に消防力を最大限に発揮することができる消防活動体制を整備します。	警防課 総務課	施策1

中期ビジョンⅠ-5 地域消防防災の中核的役割を担う消防団活動体制の充実強化

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-5-1	消防団入団促進活動の実施及び消防団協力事業所表示制度の推進	消防団への入団促進を図り、消防団員の確保に努めるとともに、消防団協力事業所への登録数の増加を図ります。	総務課	施策3
I-5-3	消防団器具置場及び小型動力ポンプ付き積載車の整備	地域における消防団の活動拠点である消防団器具置場の整備と消防団活動機材である小型動力ポンプ付き積載車の整備を図ります。	総務課	施策3

中期ビジョンⅢ-1 “市民に身近な消防”へ

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-1-1	消防広報の充実	消防広報の充実を図り、市民の消防行政に対する理解と関心、信頼を高めます。	総務課	施策4
Ⅲ-1-2	市民が安心して暮らせるための情報提供の推進	情報提供ツールを最大限に活用し、災害や事故による被害の軽減を図るため、各種情報を逐次提供します。	総務課 指令課	施策4

中期ビジョンⅢ-2 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-2-1	社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり	消防行政運営の抜本的な見直しを図り、消防行政サービスの更なる向上を目指します。	総務課	施策1

中期ビジョンⅢ-3 消防署所及び消防車両等の整備

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-3-1	消防署・所の整備	消防活動拠点である消防庁舎の建替事業等を実施します。	施設課	施策8
Ⅲ-3-2	消防用自動車の整備	低公害化が図られた消防用自動車へ随時、更新を図ります。	施設課	施策9

中期ビジョンⅣ-1 多数退職に伴う優秀な職員の獲得

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-1-2	魅力ある職場づくり	魅力ある職場をつくることにより、優秀な人材を確保するとともに、職員資質の向上を図り、高度で質の高い消防行政サービスの提供を目指します。	人事課	施策6

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-2-1	人材育成体制の確立	「千葉市消防局人材育成方針」の見直しを行い、「求められる人材」へ向かって、全職員が努力する体制を整備します。	人事課	施策6
Ⅳ-2-3	マネジメント能力の強化	マネジメント能力の強化を図り、より質の高い消防行政を展開します。	人事課	施策6

中期ビジョンⅣ-3 教育訓練体制の充実

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-3-1	教育訓練計画の充実	若年層職員が多くなることを見込まれることから、教育訓練計画の見直しを行い、集合教育訓練及び再教育課程の充実を図ります。	消防学校	施策10 施策11

重点目標 1 各種施策の推進による消防基盤の整備

重点施策 1 消防局中長期計画の見直し及び次期実施計画の策定 (※中Ⅰ-1-1、Ⅲ-2-1)

<重点取組事項>

- 新たな千葉市基本計画が令和5年度から施行されることに伴い、以下の計画の見直し及び策定を行うことで様々な災害に対応するための消防組織体制を整備します。
 - ・消防局中長期計画の見直し
 - ・次期実施計画（令和5年度～令和7年度）の策定

【成果指標】

- 消防局中長期計画の見直し
- 次期実施計画における消防局事業の策定

※重点施策見出し部分の（ ）内は関連する消防局中長期計画の中期ビジョン事業番号を示したものの（以下同じ。）

重点施策 2 千葉県と千葉市の連携推進会議における協議の推進

<重点取組事項>

- 消防防災ヘリコプターに関する運用の適正化を図り、県下における航空消防防災体制を維持・強化するため、昨年度に要望した以下の事項について千葉県との協議を推進します。
 - ・共同運航体制の構築に向けた協議
 - ・共同運航開始までの間、維持管理経費の財政負担
 - ・機体更新時の財政負担

【成果指標】

- 上記要望事項の実現



重点目標 1 各種施策の推進による消防基盤の整備

重点施策 3 地域消防防災の中核的役割を担う消防団体制の充実強化 (中1-5-1、1-5-3)

<重点取組事項>

- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」に基づき、地域消防防災力向上のため、小型動力ポンプ付積載車及び防火衣等の必要な資機材を整備することで、さらなる消防団体制の充実強化を図ります。
- 市内の大学や企業を対象とした消防団の入団促進に関する取り組みを推進し、新たな消防団員を確保します。
- 消防団体制のあり方について検討します。
- 各種消防団関連制度を推進します。

【成果指標】

- 小型動力ポンプ付積載車の整備 3 台（天戸、和泉、多部田）
- 防火衣・防火帽・防火長靴の整備 58 着
（耐火・耐熱性能向上、耐衝撃性能向上）
- 消防団員充足率 100%（目標値 840 人／定数 840 人）
（令和 4 年 2 月末現在 実員数 713 人 84.9%）
- 消防団体制に関する検討会 5 回実施
- 消防団協力事業所登録数 6 事業所増 累計 63 事業所
（5 7 事業所 ※令和 4 年 1 月末現在）
- 千葉市消防団応援事業所登録数 6 件増 累計 120 店舗
（1 1 4 件 ※令和 4 年 1 月末現在）
- 千葉市学生消防団活動新規認証数 2 人
（累計認証数 15 人 ※令和 4 年 1 月末現在）



■性能が向上した防火衣等



■消防団活動のイメージ

重点目標 1 各種施策の推進による消防基盤の整備

重点施策 4 “市民に身近な消防”を目指すための消防広報の充実強化 (中Ⅲ-1-1、Ⅲ-1-2)

<重点取組事項>

- 防災対策、火災予防対策等の重要性について、市民の認識を高め、安全・安心のまちづくりを推進します。
- 消防局重点広報テーマを作成し、様々な市民のニーズに応えるための消防広報戦略プランを推進します。
- 報道機関等を有効に活用し、消防行政に対する理解と信頼の向上に努めます。
- 消防音楽隊による消防広報及び火災予防等の広報活動を充実させます。

【成果指標】

- 市民見学会等各種イベントでのアンケート「消防の各種取り組みに対する市民の理解度」 70%
- 消防広報戦略プランの推進
各所属で計画した消防広報戦略プラン 100%実施
- ツイッターのフォロワー数 10,000件
- YouTube 投稿数 12件
(1件あたりの平均視聴回数 4,000回)
- 音楽隊コンサートでの消防広報実施 100%



重点施策 5 内部統制*の確実な運用

<重点取組事項>

- リスク対策を反映させた業務マニュアル等による事務管理及び業務の標準化を図ることで、事務処理等の適正性の確保に努めます。

【成果指標】

- 財務事務に関するリスク発生件数 0件

*内部統制：業務上予見されるリスクに対し、あらかじめ対策を講じることによってリスクの発生を一定水準以下に抑え、事務執行の適正化を確保する取り組みのこと。

重点目標 2 人材育成及び働きやすい職場環境づくりの推進

重点施策 6 人材育成と不祥事防止対策の推進 (中Ⅳ-1-2、Ⅳ-2-1、Ⅳ-2-3)

<重点取組事項>

- 人材育成の推進
 - ・消防局人材育成・活用基本方針を見直します。
- 不祥事防止対策の推進
 - ・ハラスメントのない職場環境の実現に努めます。
 - ・コンプライアンス意識の醸成に努めます。
 - ・風通しの良い職場環境づくりを構築します。

【成果指標】

- 消防局人材育成・活用基本方針の改正
- 人事考課制度の的確な運用（目標・中間・育成面接の確実かつ効果的な実施、考課能力向上のための人事考課研修の実施）
- コンプライアンスに係る研修の実施
- 所属長等による所属全職員面談の実施
- 管理職対象のマネジメント能力向上研修の実施
- 部下から上司を評価するアンケート結果による管理職の育成
- 職員の非違行為による懲戒処分（免職・停職・減給・戒告） 0件

重点施策 7 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現及び健康管理対策の推進 (中Ⅳ-1-2)

<重点取組事項>

- 所属長のマネジメント力の発揮や職員の意識改革を通じて、業務や働き方の見直しを図りワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現します。
- 男性職員の育児への関与度合いを向上させます。
- 健康管理対策に係る知識の向上を図るとともに、心身の健康障害の予防、早期発見・治療を推進します。

【成果指標】

- ワークライフバランスの実現
 - ・職員の月45時間を超える時間外勤務 年間6月以下
 - ・年間の時間外勤務の上限 360時間以下
- 男性職員の育児への関与度合いの向上
 - ・育児休業取得者／対象者 100%以上
 - ・育児参加休暇・配偶者出産休暇取得者／対象者 100%
 - ・1週間に1回以上は保育所等への送迎を行う職員／対象者 100%
- 健康管理対策の推進
 - ・保険指導の推進 保健指導実施者／対象者 100%
 - ・定期健康診断結果を受けた二次検診受検率 100%
 - ・新型コロナウイルス感染防止対策の推進 職場における集団的な感染発生数 0件
 - ・高ストレス判定を受けた者に対する医師の面接指導勧奨
 - ・メンタルヘルスケアの推進
 - ・勤務間インターバルの確保 勤務終了後から次の勤務の開始までが11時間未満となる回数 月2回以下

重点目標 3 消防施設及び消防車両の整備による消防力の充実強化

重点施策 8 消防庁舎等の整備 (中Ⅲ-3-1)

<重点取組事項>

- 消防活動拠点の機能強化のため、消防庁舎の建替事業を推進します。
- 庁舎設備の改修工事を行い、庁舎機能の充実強化を図ります。

【成果指標】

- 畑出張所の建替に係る基本設計の実施
- 稲毛消防署の非常用発電設備改修工事の実施
- 花見川消防署の空調設備改修工事の実施
- 緑消防署の屋上防水改修工事の実施

重点施策 9 消防車両等の整備 (中Ⅲ-3-2)

<重点取組事項>

- 車両更新計画に基づき、計画的に消防車両を整備し、消防力の維持向上を図ります。
- 消防車両等の計画的な法定点検整備により、安定した消防力を確保します。

【成果指標】

○消防車両等の更新 9 台

車 両 種 別	台数	配 置 予 定 場 所
水槽付消防ポンプ自動車	2	若葉、桜木
梯子付消防ポンプ自動車	1	中央
泡原液搬送車	1	美浜
救助工作車	1	若葉
高規格救急自動車	4	花見川、若葉、緑、打瀬
合 計	9	

○法定点検整備 対象車両 214 台



重点目標 4 学校教育の充実による人材育成の推進

重点施策 1 0 教育訓練内容の充実 (中IV-3-1)

<重点取組事項>

- 若年層職員に対する効果的な指導を実施するため、今後部下の指導に携わる人材の指導能力向上を図ります。
- 新規採用職員（初任科生）の災害対応能力を向上させます。

【成果指標】

- 指導技法に関する実技及び教育の実施 3回以上
- 消防技能管理基準総合判定 C 級以上 初任科生 100%
- 迅速活動訓練の基準タイム達成率 初任科生 100%
- 資格取得（第二級陸上特殊無線技士及び危険物取扱者乙種第4類）
初任科生 100%

重点施策 1 1 学校教官の指導能力向上及び職員の教育環境整備 (中IV-3-1)

<重点取組事項>

- 学校教官の指導技術向上のため、各種研修に参加します。
- 消防教育訓練システム（e-ラーニング）の内容を充実させ、職員の消防業務に関する知識の向上を図ります。

【成果指標】

- 指導技術向上のため、各種研修へ参加 5回以上/人
- e-ラーニング受講数 4項目以上/人



運営方針2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の整備

関連する消防局中長期計画 中期ビジョン一覧

中期ビジョンⅠ-1 災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-1-1	消防力のより効率的な運用と災害時に消防力を最大限発揮できる消防活動体制の整備	限りある消防力（人員、消防装備など）をより効率的に運用し、かつ災害時に消防力を最大限に発揮することができる消防活動体制を整備します。	警防課 総務課	施策12 施策13
I-1-2	救助体制の充実強化	救助活動を行う救助隊を各消防署に配置し、更に迅速、かつ救助需要に対応できる救助体制を整備します。	警防課	施策12
I-1-4	指揮活動体制の強化	複雑多様化する災害に対応するため、指揮活動体制の強化を図ります。	警防課	施策12 施策13
I-1-5	航空隊365日運航体制の実施	常時飛行可能な体制を確保することにより、あらゆる災害・事故に即応できる強固な航空消防体制の確立を図ります。	航空課	施策18

中期ビジョンⅠ-2 ICT(情報通信技術)等を活用した消防・救急活動の強化

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-2-1	ICT(情報通信技術)を活用した救急業務の推進	救急隊と医療機関等における傷病者容態情報を送受信できるシステムの導入により、119番入電時から医療機関に搬送するまでの「時間短縮」等を図ります。	救急課	施策15
I-2-2	技術革新等を活用した消防活動の強化	消防分野における技術革新等を活用し、消防活動能力の強化・向上を図ります。	警防課	施策12

中期ビジョンⅠ-3 広域応援体制及び関係行政機関との連携強化

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-3-2	消防ヘリコプターの広域的活動の推進	県内消防機関との連携強化を図り、千葉県内における航空消防体制の充実強化を図ります。	航空課	施策20

中期ビジョンⅠ-4 市民等との連携による救命率向上方策の推進

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
I-4-1	市民との連携による応急手当普及啓発活動の推進	応急手当インストラクター（市民ボランティア）による救命講習会及び幼少年（小学校4～6年）を対象とした子ども救命講習会を開催します。	救急課	施策14

中期ビジョンⅢ-3 消防署所及び消防車両等の整備

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-3-3	消防水利の整備	大規模震災などのライフライン途絶時の円滑な消防活動を確保するため、防火水槽を整備します。	警防課	施策12

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-2-5	高度で専門的な知識・技術を有する職員の人材育成	多数退職を迎え、人材が不足することにより、警防、救急及び予防等の各分野における技術の低下が懸念されるため知識、技術及び経験等のノウハウの伝承を行うとともに、社会情勢等の変化に的確に対応した人材の育成を図ります。	警防課 救急課 予防課 指導課	施策12 施策15

中期ビジョンⅣ-3 教育訓練体制の充実

事業番号	個別事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-3-5	救急ワークステーションの設置	救急ワークステーションを設置し、救急隊員の臨床教育、再教育の一元化を図ります。	救急課	施策15

重点目標 5 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化

重点施策 1 2 消防・救助体制の充実強化 (中Ⅰ-1-1、Ⅰ-1-2、Ⅰ-1-4、Ⅰ-2-2、Ⅲ-3-3、Ⅳ-2-5)

<重点取組事項>

- 小隊長をはじめとする各級指揮者の災害現場における指揮能力の強化をはじめ、消防力の向上を図ります。
- 複雑多様化する災害に対応するため、消防・救助技術の向上を図ります。
- ウェアラブルカメラの映像を活用した部隊強化を図ります。
- 大規模災害等に備えた消防水利の整備及び消防資機材の充実強化を図ります。
- 本市で開催される大規模イベントに対応するため、警備体制の強化を図ります。

【成果指標】

- 指揮能力の強化及び消防力の向上
 - ・警防計画に基づく図上訓練及び現地訓練等の実施
 - ・各級指揮者に対する教育の実施
 - ・警防技術大会の実施
- 消防・救助技術の向上
 - ・消防技能管理基準総合判定 B 級以上 100%
 - ・救助隊員の基礎能力確認総合等級 1 級 100%
 - ・大規模長時間救助活動訓練の実施
 - ・救助隊員集合研修の実施
 - ・国際消防救助隊千葉県連携訓練への参加
 - ・火災対応研修会の実施
 - ・救助大会強化訓練の実施
 - ・ウェアラブルカメラの映像を活用した研修会の実施 (各署 2 回以上)
- 消防水利の整備
 - ・消防水利整備方針に基づく防火水槽の整備 (設置工事) 1 基
 - ・既設防火水槽の計画的修繕 8 か所
- 消防資機材の充実強化
 - ・防火衣等の個人装備品及び車両積載資機材の更新
 - ・高圧ガス充填資機材の配備
- 警備体制の強化
 - ・大規模イベント等に係る消防特別警備実施計画の策定
 - ・テロ災害等に対応した訓練の実施



■警防技術大会



■遠距離送水車取り扱い訓練

重点目標 5 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化

重点施策 1.3 広域消防応援体制及び受援体制の充実強化並びに特殊災害対応能力の向上 (中1-1-1、1-1-4)

< 重点取組事項 >

- 大規模災害時における広域消防応援体制及び受援体制の充実強化を図ります。
- C B R N E 災害※等特殊災害対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

- 大規模災害に備えた消防応援体制及び受援体制の充実強化
 - ・消防対策本部統制部訓練（2回）及び大規模災害対応訓練の実施
 - ・緊急消防援助隊研修会の実施
 - ・緊急消防援助隊後方支援隊訓練の実施
 - ・千葉県消防広域応援隊合同訓練への参加
 - ・緊急消防援助隊全国合同訓練への参加
 - ・緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練への参加
 - ・九都県市合同防災訓練（中央会場）への参加
- C B R N E 災害等特殊災害対応能力の向上
 - ・CBRNE 災害対応訓練の実施
 - ・CBRNE 研修会の実施
 - ・神経剤解毒剤自動注射器研修の実施

※CBRNE 災害：化学剤・生物剤・放射線物質・核・爆発物による災害をいう。



重点目標6 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化

重点施策14 応急手当普及啓発活動及び救急需要対策の推進 (中1-4-1)

<重点取組事項>

- 応急手当普及啓発活動を推進します。
- 救急需要対策を推進します。

【成果指標】

- 応急手当普及啓発活動の推進
 - ・救命講習年間受講者数 10,000人
 - ・市民（応急手当インストラクター・ジュニアインストラクター）と協働した救命講習の開催 120回 400人と協働
 - ・心肺停止傷病者に対する市民による応急手当実施率の向上 55%
- 救急需要対策の推進
 - ・搬送困難事例の解消に向けた医療機関との連携推進
 - ・市民団体との協働による救急車の不適切な頻回利用者対策の実施
 - ・救急需要を捉えた救急隊の配置



重点目標6 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化

重点施策15 救急業務の高度化の推進 (中Ⅰ-2-1、Ⅳ-2-5、Ⅳ-3-5)

<重点取組事項>

- 救急救命士の養成及び資格取得を推進します。
- 救急救命士を含む救急隊員の教育を推進します。
- ICT（救急情報共有システム）を活用した救急業務を推進します。

【成果指標】

- 救急救命士の養成及び資格取得
 - ・新規救急救命士 4人
 - ・気管挿管認定救急救命士 8人
 - ・ビデオ硬性挿管用喉頭鏡認定救急救命士 10人
- 救急救命士を含む救急隊員の教育の推進
 - ・救急ワークステーション及び研修協力医療機関での教育
 ／救急隊員の再教育 312人（うち救急救命士 135人）
 ／救急救命士就業前病院研修 10人
- ICT（救急情報共有システム）を活用した救急業務の推進
 - ・救急活動時間の短縮



重点目標7 災害発生に備えた消防指令体制の充実強化

重点施策16 無線通信基盤等の再整備の推進

<重点取組事項>

- 指令機器更新計画書に沿って、各種事業を推進します。
- 災害時の情報収集能力の充実を図り、災害現場での消防通信を確保するため無線機器の更新を行います。

【成果指標】

- 指令管制システム機器の部品交換を実施
- 無線通信機器の更新
 - ・署活系無線機の更新 48機
 - ・ヘリテレ赤外線カメラのオーバーホール

重点施策17 指令管制員等の訓練・教育体制の充実

<重点取組事項>

- 教育体制の充実と各種訓練を実施し、知識・技術の向上を図ります。
- 各種無線技士の養成を推進します。

【成果指標】

- 通報の受付から出動指令まで、平均2分以内の維持継続
- 指導管制員※（各指令班2人）の養成と指名
- 教育訓練の実施（合計16回）
 - ・大規模災害対応訓練 4回
 - ・システム停止訓練 4回
 - ・無線運用訓練 4回
 - ・口頭指導訓練 4回
- 無線技士の養成（合計9人）
 - ・第一級陸上特殊無線技士 3人
 - ・航空特殊無線技士 4人

※指導管制員：指令管制業務の経験を2年以上有し、優れた技術及び指導力を有する者のうち、センター長の指名により、指令管制員の指導及び教育等を行う職員



重点目標8 機動力を活用した航空消防体制の充実強化

重点施策18 安全運航体制の充実強化 (中1-1-5)

<重点取組事項>

- 導入から20年以上経過した消防防災ヘリコプター「おとり2号」の更新に係る検討を進めます。
- 安全運航体制を充実させるため、各種訓練を実施し、不安全要素に対する洞察力を向上させます。
- 各種講習会等へ積極的に参加し、安全運航に関する知識の向上に努めます。

【成果指標】

- 消防防災ヘリコプターの更新機種を検討
 - 各種訓練の実施
 - ・操縦訓練 40回
 - ・防災訓練 16回
 - ・隊員訓練 24回
 - 各種講習会への参加
 - ・計器飛行訓練 5人
 - ・整備関係講習会 1人
 - ・パイロット及び整備士の専門訓練 3人
 - 無事故飛行の延伸
- ※令和3年9月30日現在 8,670時間

重点施策19 救助隊、水上隊、消防隊及び救急隊との連携訓練による航空消防活動の強化

<重点取組事項>

- 連携航空救助員の養成を行い、航空救助活動の充実強化を図ります。
- 救助隊及び水上隊との連携救助訓練、消防隊及び救急隊とのドクターピックアップ救急活動連携訓練を実施し、災害対応能力の向上を図ります。

【成果指標】

- 連携航空救助員習熟訓練の実施 6人
- 救助隊及び救急隊等との連携訓練の実施 7回

重点施策20 県内消防機関との連携強化 (中1-3-2)

<重点取組事項>

- 県内消防機関との実災害を想定した連携訓練を実施し、広域的な活動を推進します。

【成果指標】

- 県内消防機関を対象とした連携訓練の実施 3消防機関



■水上隊との航空連携訓練

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策の推進

関連する消防局中長期計画 中期ビジョン一覧

中期ビジョンⅡ-1 超高齢社会における火災予防行政の推進

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅱ-1-1	住宅防火対策の推進	住宅火災による死者数に占める高齢者の割合が高いことから、超高齢社会の到来を見据え、住宅用防災機器等の設置普及を中心に住宅防火対策を推進します。	予防課	施策21
Ⅱ-1-2	社会福祉施設等に対する火災予防対策の推進	高齢者人口の増加に伴って、高齢者が入所する社会福祉施設等が増加傾向にあることから、社会福祉施設等における防火安全性の向上を図ります。	予防課	施策21

中期ビジョンⅡ-2 地域と事業所等における防火・防災安全対策の推進

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅱ-2-1	放火火災防止対策の推進	放火（疑いを含む）は出火原因の1位となっていることから、放火されない街づくりを目指し、放火火災防止対策を推進します。	予防課	施策22
Ⅱ-2-2	火災危険性の高い防火対象物への的確な対応	火災危険性の高い防火対象物への立入検査及び違反是正を実施するなどの的確な対応を図り、防火対象物の安全性の向上を図ります。	予防課	施策23
Ⅱ-2-3	小規模施設における防火安全対策の推進	関係機関と連携を図りながら、多様化する小規模施設における防火安全対策を推進します。	予防課	施策21
Ⅱ-2-4	安全安心の大規模事業所づくりの推進	危険物施設における安全管理体制の質的充実と、特定事業所における自衛防災組織の対応能力の強化を図ります。	予防課	施策25

中期ビジョンⅢ-2 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅲ-2-2	火災原因調査体制の充実	職員の育成と調査技術の向上を図るため、より効果的な火災原因調査体制の整備を行います。	予防課	施策22
Ⅲ-2-3	査察実施体制の充実	査察実施体制の機能性等について見直しを図り、迅速かつ的確な違反是正の推進、専任予防要員の適正配置をはじめ、予防業務の高度化・専門化へ対応できる体制を整備するなど、査察実施体制の充実強化を図ります。	予防課	施策24

中期ビジョンⅣ-2 将来を見据えた「求められる人材」の育成

事業番号	事業名	取り組み内容	所管課	重点施策
Ⅳ-2-5	高度で専門的な知識・技術を有する職員の人材育成	多数退職を迎え、人材が不足することにより、予防、救急及び予防等の各分野における技術の低下が懸念されるため知識、技術及び経験等のノウハウの伝承を行うとともに、社会情勢等の変化に的確に対応した人材の育成を図ります。	警防課 救急課 予防課 指導課	施策24
Ⅳ-2-6	違反是正指導及び違反処理の実務教育の充実	職員の査察技術の向上を図り、機能的な違反是正指導方法を学び、より実務的な教育を行う機会を整備します。また、職員の立入検査及び違反処理時における指導能力の強化を図り、より質の高い予防行政を展開します。	予防課	施策24

重点目標9 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進

重点施策2-1 住宅防火対策の推進 (中Ⅱ-1-1、Ⅱ-1-2、Ⅱ-2-3)

<重点取組事項>

- 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進を図ります。
- 幼少年から高齢者まで各世代で必要とされる防火知識の普及啓発を図ります。
- 感震ブレーカーの普及促進を図ります。
- 感震ブレーカーの設置補助事業を行います。

【成果指標】

- 住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の推進
 - ・住宅用火災警報器の設置率向上 (設置率 77.0% [令和3年7月現在])
 - ・住宅防火講話 330回
 - ・自治会向けリーフレットの作成・配布 (市内自治会 約25,000組)
- 防火知識の普及啓発
 - ・住宅防火教育
 - ／未就学児 114回 (市内保育所・幼稚園)
 - ／小学生 108回 (市内小学校 小学3年対象)
 - ／中学生 18回 (市内中学校)
 - ／成人・高齢者 330回 (自主防災組織)
 - ・広報動画の作成及びウェブサイトの公開
- 感震ブレーカー等の普及促進
 - ・自治会向けリーフレットの作成・配布 (市内自治会 約25,000組) 及び説明会の実施
 - ・広報動画の作成及びウェブサイトの公開
- 感震ブレーカー等設置補助事業の実施
 - ・補助事業 要改善市街地 (11地区) 400世帯



重点目標9 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進

重点施策22 火災調査体制の充実強化(Ⅱ-2-1、Ⅲ-2-2)

<重点取組事項>

- 火災調査に係る集合研修及び火災現場等における実地研修により、火災調査に対する経験値を上げ、より高度な調査技術を習得させ、調査員の知識、技術の向上を図ります。
- 火災調査資格者を養成し、火災調査体制の充実強化を図ります。
- 火災調査から得られた調査結果を有効活用し、類似火災防止と不明火災の低減化を図ります。

【成果指標】

- 火災調査に係る各種研修の開催
 - ・火災調査に係る集合研修(6科目×50人=300人)
 - ・火災現場等における実地研修(12回×5人=60人)
- 火災調査資格者の養成 火災調査アドバイザー 6人
- 類似火災防止 火災調査結果に基づく火元者・事業所・製品メーカー等への指導・助言100%(指導・助言/火災件数)
(火元者・事業所・製品メーカーへの積極的な指導・助言)
- 不明火災の低減化 不明率4%以下(火災原因不明/火災件数)



重点目標 10 査察業務の推進による火災予防対策の的確な対応

重点施策 2 3 消防法令違反の早期是正の推進 (中Ⅱ-2-2)

< 重点取組事項 >

- 自動火災報知設備未設置等の重大な消防法令違反（以下「重大違反」という。）※¹
対象物に対する違反是正を推進します。
- 防火管理者未選任、消防用設備等点検結果未報告及び重大違反を除く消防用設備等の未設置等の消防法令違反（以下「特定違反」という。）の是正を推進します。

【成果指標】

- 重大違反対象物に対する違反是正達成率 100%
(令和4年度重大な消防法令違反是正対象物数/令和4年度重大な消防法令違反対象物数)
- 特定違反が継続する違反対象物※²に対する違反是正達成率 100%

※1 重大な消防法令違反：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難設備（特定一階段等防火対象物に限る）を設置し、及び維持しなければならないもののうち、当該消防用設備等が設置されていないと認められたもの又は設置している場合においてその主たる機能が喪失していると認められたもの。

※2 令和3年度に立入検査により是正指導を行った違反対象物

重点施策 2 4 高度で専門的知識を有する査察要員の育成 (Ⅲ-2-3、Ⅳ-2-5、Ⅳ-2-6)

< 重点取組事項 >

- 新査察体制※の運用を開始することから、専門的知識を必要とする査察業務の質の向上を目指すため、所管課教育を充実させるとともに、高度な専門知識、予防技術資格者等の技術を有する人材を計画的に育成します。

【成果指標】

- WEBを活用した所管課教育の充実（年間4研修以上実施）
- 予防技術資格者の資格者育成（e-ラーニングシステムを活用した研修の実施。予防技術検定の合格者6人以上）

※ 新査察体制概要図

査察実施基準	特徴	備考
<p>違反是正重点とサイクル制のハイブリッド</p> <p>違反の危険性や段階に応じた査察方法により違反是正を徹底するとともに、通信査察等を活用し一定の周期で査察を実施する（サイクル制）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期査察未実施対策として通信査察（電話等による調査・指導）の導入 ・違反の段階等に応じて当該年度の査察方法（違反処理、立入検査、通信査察）を事前決定 ▷通信査察の導入等によりマンパワーを違反処理に注力 ・重大違反のほかに「防火管理者未選任」「消防用設備等点検未実施」「消防用設備等未設置」の対象物への違反処理を徹底 	<p>過去の査察体制を教訓とし、次の2つの目標を達成するための査察体制を構築</p> <p>① 火災危険性又は悪質性が高い違反に対して遅滞なく違反処理を行う。 上記の違反は確実に違反処理まで移行し、徹底的に是正させる。</p> <p>② 全対象物に適切な頻度で査察を実施 通信査察等でより多くの対象物の査察を実施し、査察循環を適正化する。</p>

重点目標 10 査察業務の推進による火災予防対策の的確な対応

重点施策 2 5 危険物製造所及び特定事業所並びに火薬類施設及び高圧ガス施設の保安確保 (中II-2-4)

< 重点取組事項 >

- 危険物製造所、火薬類施設^{※1}、高圧ガス施設^{※2}の基準適合状況、維持管理状況及び危険物、火薬類、高圧ガスの貯蔵又は取扱いに係る保安を確保します。
- 特定事業所の自衛防災組織体制の充実強化及び対応能力の質的向上に関する指導を引き続き推進します。

【成果指標】

- 危険物製造所（特定事業所含む）、火薬類施設、高圧ガス施設に対する立入検査実施率 100%
(令和4年度立入検査実施数/令和4年度立入検査計画数)
- 特定事業所及び共同防災組織に対する防災体制（対策）に係る千葉県石油コンビナート等防災本部との合同立入調査実施率 100%
(令和4年度立入調査実施数/令和4年度立入調査計画数)

※1 火薬類施設：販売所、火薬庫、庫外貯蔵所

※2 高圧ガス施設：製造施設、貯蔵所、販売所、特定消費施設又は容器検査所



■防火対象物の立ち入り検査1



■防火対象物の立ち入り検査2

重点目標 11 保安確保のための指導行政体制の整備

重点施策 2 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る権限の委譲に向けた体制の整備

<重点取組事項>

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）が、令和 5 年 4 月以降、千葉県から本市へ移譲されることから、当該事務を円滑に行うため、関係条例を制定又は改正します。

【成果指標】

- 関係条例の制定又は改正
- 指導行政に必要な審査指針の制定

重点施策 2 7 指導行政に必要な審査指針等の整備

<重点取組事項>

- 危険物許認可、消防同意、火薬類取締法及び高圧ガス保安法に係る事務処理を統一かつ適正に行うため、消防法令の改正等を踏まえ各種審査指針等の改正を行います。

【成果指標】

- 危険物規制審査指針等の改正（令和 4 年度修正版）
- 消防用設備等技術基準等の改正（令和 4 年度修正版）
- 火薬類規制審査指針等の改正（令和 4 年度修正版）
- 高圧ガス規制審査指針等の改正（令和 4 年度修正版）

